大会決議（案）

私たちは、「第十四回手をつなぐ育成会中国・四国大会」徳島大会を、阿波おどりと渦潮のここ徳島において開催しました。

平成二十八年に起きた「津久井やまゆり園」での痛ましい事件は、我が国における知的障がいのある人に対する偏見や差別の根深さを浮き彫りにし、「共生社会の実現」にはまだ道半ばであることを私たちに突きつけました。今年は、その「津久井やまゆり園」の事件から十年目の節目にあたります。改めて失われた命の尊さや生きることの意味を胸に刻むとともに、今年七月には「令和八年熊本地震」が発生するなど全国各地で自然災害が頻発している現状を踏まえ、命を守る仕組みづくりについて共に考える機会をもつことができた大会となりました。

本大会では、中国・四国地区から多くの仲間が集い、「共生社会へ阿波の国から踊りだそう!」を大会スローガンに、改めて命の尊さを考えるべく、防災について討議をしました。「誰ひとりとり残さない防災を」掲げ、命と日常の暮らしを守る視点を大切にして、仲間を増やし、手をつなぎ、「私たちの思い」を社会に発信していかなければなりません。

これらのことを踏まえ、「第十四回手をつなぐ育成会中国・四国大会」徳島大会の名において、次の事項を決議し、関係機関に要望します。

一、障がいのある人もない人も互いに人として尊重し合う共生社会の実現に向けて、障がい及び障がいのある人に対する国民の理解をより深めていくよう広報啓発活動を強力に推進すること。

一、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう個別避難計画の作成を充実・強化していくこと。また、福祉避難所への直接避難が進むように、福祉避難所における受入体制の整備を進めること。

一、一人ひとりの意思決定が尊重され、障がい特性に応じたサービスの充実が図られて、重度障がいのある人も安心して地域で暮らし続けることができるよう支援体制を整備すること。

一、子どもの頃からの学びの連続性を大切にし、子どもたちの「育ち・学びを支える」ために、一人ひとりの特性やニーズに応じた療育や教育を保障すること。併せて、地域の子どもたちと共に学べるインクルーシブ教育を推進すること。

一、一人ひとりの障がい特性と働く意欲を尊重した多様な働き方の雇用の場を創出し、本人の状態や希望に応じて働き続けられる就労・雇用制度の拡充を図ること。

一、療育手帳の交付対象となっている人が不利益にならないようにするため、全国統一的な判定基準や制度運用を導入し、全国どこへ行っても同じ基準と内容で、等しくサービスや配慮を受けられるようにすること。

以上、決議する。

令和八年十一月十五日

第十四回「手をつなぐ育成会中国・四国大会」徳島大会